

**「福島県土砂等の埋立て等の規制に
関する条例施行規則」で定める
土砂等の安全基準の制定について
いただいた御意見等への対応**

令和 7 年 5 月 2 7 日
福島県水・大気環境課

いただいた御意見への対応

No.	資料番号頁	いただいた御意見	委員	対応（県水・大気環境課）
1	資料番号 2-4	資料2-4に掲げられる対象物質および安全基準は、土壤汚染対策法に準拠した物質および環境基準の定められる1,4-ジオキサンを対象としている。一方、「銅」は土壤汚染対策法の対象外であるが、農作物の生育への影響から125mg/kg未満の環境基準値が農用地（田に限る）で定められている。他自治体における安全基準では銅を対象とする事例が散見されるが、本県では不要か。	熊本委員	<p>「銅」については、環境基準において農地にのみ適用される基準であるため、安全基準の項目とはしていませんでしたが、農地での土砂等の埋立て等も想定されることから当該項目を安全基準に追加します。</p> <p>※別表第二に以下の内容で追加する予定です。</p> <p>項目：銅</p> <p>土砂等に含まれる物質の量に関する基準</p> <p>：土砂等の埋立て等を行う土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、土壤1キログラムにつき125ミリグラム未満</p> <p>分析方法</p> <p>：土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）に定める方法</p>

いただいた御意見への対応

No.	資料番号頁	いただいた御意見	委員	対応（県水・大気環境課）
2	資料番号 2-4	<p>「ダイオキシン類」もまた土壤汚染対策法の対象外であるが、ダイオキシン類対策特措法において土壤に対し1000pg/TEQ/gの基準値がある。本県においては、同法に基づく調査がなされ、また事業者においては費用負担が増大することが予想される。他自治体における安全基準ではダイオキシン類を対象とする事例が散見されるが、本県では不要か。</p>	熊本委員	<p>ダイオキシン類は発生源が限定的であり、これまで「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく排出規制や各自治体により発生源周辺の土壤の調査がなされてきていることから、ダイオキシン類に汚染された土砂が搬入されるリスクは低いと判断されるため、土砂条例による規制は不要と考えております。</p>